板橋区立弥生小学校ＰＴＡ会則

第一章　総　則

第一条　本会は板橋区立弥生小学校ＰＴＡと称し事務所を同校内に置く。

第二条　本会は本校の児童の父母（保護者）と教職員とが協力して学校と家庭との連絡を緊密にし、民主的社会の発達をめざし、教育の充実向上と児童の福祉増進に寄与すると共に会員の親睦と教養向上とを図ることを目的とする。

第二章　事　業

第三条　本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、児童の学業の奨励援助と保健及び安全教育の充実に寄与する。
二、児童の生活環境を浄化し校外生活を補導して、その福祉を増進する。
三、本校教育の実態を理解し教職員の教育上の調査研究を助成する。
四、本校の行事や諸施設の充実改善に対する協力をする。
五、公の教育費の充実に努め教育財政の確立に協力する。
六、よき父母（保護者）、よき教師、よき社会人となるため成人教育活動をさかんにする。
七、資金獲得のための事業を行うこともある。
八、その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第三章　方　針

第四条　本会は教育を本旨とする民主団体としてその振興を図るためにあらゆる機会と場所において活動をする。

一、教育上の諸問題について教師、教育行政機関と話し合い或いは参考意見を具申し参考資料を提供する等により教育行政の運営に協力する。但し学校行政に直接介入したり、人事に干渉してはならない。
二、特定の宗派政党にかたよらず、この会もしくは、役員名において、いかなる職務の候補者をも推薦しない。また営利を目的とする行為もせず支持もしない。
三、他のいかなる個人、団体もしくは機関の支配や干渉を受けない。また財政的援助の故をもっていかなる性質の束縛を受けるものではない。
四、児童の福祉増進のために活動する他の団体もしくは機関に協力する。

第四章　会　員

第五条　本会は在学する児童の父母(保護者)と教職員により構成する。

第五章　会　計

第六条　本会の経費は会費、事業収入及び寄付をもって支弁する。

第　七　条　本会員はつぎの通り会費を納めるものとする。

一、本会員の会費は在籍児童一名あたり年額千八百円（一家庭の上限を三千六百円）とする。

二、会費の増額並びに会員に特別の負担を求める場合は、総会の決定による。

第　八　条　本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章　役　員

第　九　条　本会に次の役員をおく。

一、会長　一名（父母）

二、副会長　三名（父母二、教師一）

三、書記　三名（父母二、教師一）

四、会計　三名（父母二、教師一）

但し、副会長、書記、会計の人数は年度により増えることがある。

第　十　条　役員は役員選考委員会の指名した候補者につき本人の同意を得て総会に提出し、その承認を経て決定する。

第十一条　一、役員選考委員会は次の者で構成する。

１、父母会員の互選による各学年一名の委員

２、教員会員の互選による二名の委員

二、役員選考委員会の相談役として現役員より二名が参画する。

第十二条　役員選考委員会のその他の方法は細則による。

第十三条　役員選考委員会は新役員の就任で解散する。

第十四条　役員の任期は四月一日より一カ年とする。但し再任を妨げない。役員の欠員は役員会が選任し常任委員会で承認を求める。但し会長の場合は副会長より選任する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第十五条　役員の資格と任務は次の通りとする。

一、会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。

二、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。

三、書記は記録その他の庶務を司る。

四、会計は総会の決議した予算に基づいて、会計事務を行い、会計監査を経て一学期の総会に決算報告をする。

第七章　会計監査委員

第十六条　本会の経理を監査するため二名（父母）の会計監査委員をおく。

第十七条　会計監査委員の選出は役員選考委員会が候補者を選び、三学期の総会において決定する。

第十八条　会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行なうことができる。

第十九条　会計監査委員の任期は一年とし、連続して二年を越えてはならない。

第八章　会議及び集会

第　二十条　総会

一、総会は次の二種とする。

１、定期総会　年二回（一学期、三学期）開催する。

２、臨時総会　必要に応じ随時開催する。

二、本会の年度計画、前年度決算、新年度予算、役員の決定及び本会則の変更は、総会の承認を経なければならない。

第二十一条　常任委員会

一、常任委員会は次のことを行う。

1、役員からの提案事項及び各委員会により立案された事業計画等を審議検討する。

2、総会に提出する原案の作成をする。

3、各専門委員会及び各学年の連絡調整にあたる。

4、その他総会で行なう以外の審議事項の決議もしくは承認をする。

二、常任委員会は次の者で構成する。

1、役員

2、各専門委員会の正副委員長、書記

3、各学級の学年成人委員

4、会員教職員

第二十二条　役員会

一、役員会は次の任務をもつ。

1、総会の決議した事項を執行する。

2、総会、常任委員会に提出する案件を作成する。

3、常任委員会及び各専門委員会より提出された事業計画等の運営を助成する。

4、その他会則により委嘱された事項の処理をなす。

二、役員会は役員と学校長（又はその代理者）とで構成する。

三、学校長はその他いずれの委員会にも出席して意見を述べることができる。

第二十三条　専門委員会

一、本会の活動の効果的な具現を図るため次の四委員会を設ける。

1、学年成人委員会

①各学級学年相互の連絡を深める。

②各学級学年ＰＴＡの中心となりその活動を活発円滑にする。

③文化的教育行事、研究発表会等の学校教育活動に協力する。

④役員選考委員を兼任する。

2、広報委員会

①本会の事業ならびに学校行事等の広報活動をする。

②機関誌を編集し発行する。

3、校外委員会

①学校及び地区と協力して、主に校外での児童の安全を守る活動を行なう。

4、フェスティバル委員会

①ファミリーフェスティバルの事業計画並びに運営を行なう。

二、各専門委員会は各学級から選出された委員で構成し、所属委員の互選により委員長一名（父母）副委員長二名（父母と教師）書記一名（父母）をおく。但し、正副委員長、書記の人数は、年度により増えることがあり、また兼任も可とする。

第二十四条　特別委員会は必要に応じて臨時につくる。

第二十五条　前項各種会議はその時の出席者によって成立し、会議の議事は出席者の過半数を以て決める。但し、本会の総会は会員の過半数を以て成立し、委任状は出席とみなす。

第九章　付則

第二十六条　本会則を改正又は廃止するときはその案を前もって会員に示し、総会において出席者の三分の二以上の賛成によってなされる。

第二十七条　本会の運営に必要な細則は常任委員会の決議を得て決定する。

第二十八条　会員及び児童の慶弔内規は別に定める。

第二十九条　本会の運営に必要な個人情報の取り扱いについては別に定める。

第　三十条　書面会議及びオンライン会議については次に定める。

前項各種会議において、会長が必要と認める場合は書面による会議の開催及びオンラインによる会議の開催も可能とする。

第三十一条　本規約は昭和五十九年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成九年四月十一日（改正）より実施する。

本会則は平成十三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成十八年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成二十二年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成二十八年五月二十五日（改正）より実施する。

本会則は平成三十一年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和五年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和六年四月一日（改正）より実施する。

細　則

第　一　条　役員選考委員会

一、役員選考委員会は学年成人委員の内、各学年一名ずつをもって構成し、九月中に公示発表される。

二、役員選考委員会は正会員中から役員候補及び会計監査委員候補を選定し、三学期の総会に提案し、承認を得る。

第　二　条　協力員

一、役員及び専門委員以外の保護者により構成する。

二、ＰＴＡが主催または共催する活動について協力するものとする。